

河川・水路等境界確定申請書

(添付書類注意事項)

- ①申請者 申請者は市が管理する水路等に直接接した土地の所有者です。共有の場合は共有者全員で申請します。
なお、共有者の代表が申請する場合は共有者全員の委任状と印鑑証明書添付の上、提出してください。
- ②委任状 申請者が代理人を立てる場合は、申請者の委任状を添付する。
申請者の署名・実印の押印とする。
委任の内容を具体的に明示したもの。なお、委任の委任については認めないものとする。
- ③案内図 概ね1,500分の1から2,500分の1の地図で申請地を明示したもの。
- ④公図 ・法務局備付の公図に確定すべき箇所を赤色で明示する・・・コピー可。
・公図接続図については、作成年月日、作成者の記名、押印、縮尺、字名を記入する。
- ⑤申請者の印鑑登録証明書・・・コピー不可
- ⑥申請地の全部事項証明書・・・コピー不可。
- ⑦隣接する土地及び対向土地の全部事項証明書または登記事項要約書・・・コピー可。
(インターネット登記情報サービスによる登記情報でも可)
- ⑧隣接土地所有者一覧表
・境界確定の対象となる水路等に隣接するすべての土地の所有者の住所、氏名、地番、地目、地籍を記載したもの。
・土地所有者の住所・氏名等が登記事項と異なる場合、また、相続が発生している場合等は、繋がりを証明する書類を添付してください。(住民票・除票・附票等、また、相続については、遺産分割協議書・遺言書等の写し)
- ⑨現況平面図 現状が明確に把握できるよう対象地及び周辺の水路、道路、境界標識、塀等を明記した正確な実測図(縮尺1/250を標準)。
- ⑩地積測量図 申請地・対向地・隣接地の周辺の向こう3軒両隣の各々の土地の地積測量図(水路敷も含む)
- ⑪その他 ・境界確定協議をするうえで参考となる既境界確定図、古図、写真。
・隣接土地所有者への立会い依頼は申請者が行う。

担当：下水道河川管理課 財産管理係

電話：047-436-2624